

中期目標（第1期）	中期目標案（第2期）	中期計画（第1期）	中期計画案（第2期）	見直し内容																									
		<p data-bbox="1016 236 1263 260">(2) 基本ポートフォリオ</p> <p data-bbox="1048 276 1408 411">基本ポートフォリオを構成する資産区分については、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産とする。</p> <p data-bbox="1048 427 1408 754">財政融資資金に預託された年金積立金が全額償還される平成20年度に実現することを目標として、基本ポートフォリオを次のとおり定める。また、各資産に固有の収益率の変動の大きさ、基本ポートフォリオにおける組入比率の大きさ、取引コスト等を総合的に勘案し、乖離許容幅を次のとおり設定する。</p> <table border="1" data-bbox="1037 767 1406 884"> <thead> <tr> <th>国内債券</th> <th>国内株式</th> <th>外国債券</th> <th>外国株式</th> <th>短期資産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>67%</td> <td>11%</td> <td>8%</td> <td>9%</td> <td>5%</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1037 895 1391 954">(目標収益率 3.37%、リスク (標準偏差) 5.55%)</p> <p data-bbox="1339 1010 1384 1034">(%)</p> <table border="1" data-bbox="1008 1042 1406 1350"> <thead> <tr> <th></th> <th>国内債券</th> <th>国内株式</th> <th>外国債券</th> <th>外国株式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乖離許容幅</td> <td>±8</td> <td>±6</td> <td>±5</td> <td>±5</td> </tr> <tr> <td>資産の変動幅</td> <td>59～67～75</td> <td>5～11～17</td> <td>3～8～13</td> <td>4～9～14</td> </tr> </tbody> </table>	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産	67%	11%	8%	9%	5%		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	乖離許容幅	±8	±6	±5	±5	資産の変動幅	59～67～75	5～11～17	3～8～13	4～9～14	<p data-bbox="1440 236 1686 260">(2) 基本ポートフォリオ</p> <div data-bbox="1451 272 1832 895" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;"> <p data-bbox="1597 547 1686 571">検討中</p> </div>	
国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産																									
67%	11%	8%	9%	5%																									
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式																									
乖離許容幅	±8	±6	±5	±5																									
資産の変動幅	59～67～75	5～11～17	3～8～13	4～9～14																									

中期目標（第1期）	中期目標案（第2期）	中期計画（第1期）	中期計画案（第2期）	見直し内容
		<p>(3) 移行ポートフォリオ</p> <p><u>基本ポートフォリオを実現することを目標にしている平成20年度までの間を移行期間とし、移行期間における各年度のポートフォリオ（以下「移行ポートフォリオ」という。）を策定及び管理することにより、市場への影響に配慮しつつ円滑に基本ポートフォリオの割合に移行させる。各年度の移行ポートフォリオは、前年度末（平成18年度の移行ポートフォリオについては、年金積立金管理運用独立行政法人設立時）に策定する。</u></p> <p><u>移行ポートフォリオは、当該年度を通じて、各資産ごとに、前年度末（平成18年度の移行ポートフォリオについては、特殊法人時の最終年度末（平成17年度末）の資産構成割合の値と当該年度の移行ポートフォリオの資産構成割合の値を結ぶ線に沿うように、乖離許容幅の下で、均等な割合で増加又は減少させることにより、当該年度末に達成されるべきものとする。</u></p> <p>(1期 第8 2 (3))</p>		

中期目標（第1期）	中期目標案（第2期）	中期計画（第1期）	中期計画案（第2期）	見直し内容
<p data-bbox="174 236 546 416"> (2) ポートフォリオの見直し ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについての検証を行い、必要に応じて随時見直すこと。 </p> <p data-bbox="232 464 488 491" style="color: blue;">(1期 第5 2 (2))</p>	<p data-bbox="595 236 967 453"> (2) ポートフォリオの見直し 市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、急激な市場の変動があった場合には、中期目標期間中であつても、必要に応じて見直しの検討を行うこと。 </p>	<p data-bbox="1016 236 1388 453"> (4) 基本ポートフォリオの見直し 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについての検証を毎年1回行うとともに、必要に応じて随時見直す。 </p> <p data-bbox="1075 501 1330 528" style="color: blue;">(1期 第8 2 (2))</p>	<p data-bbox="1438 236 1809 453"> (3) 基本ポートフォリオの見直し 市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、急激な市場の変動があった場合には、中期目標期間中であつても、必要に応じて見直しの検討を行う。 </p>	<p data-bbox="1850 236 2076 376"> 「見直し内容」 (1) 長期的に安定した収益の確保に向けた更なる取り組み </p> <p data-bbox="1850 389 2076 1066"> ○基本ポートフォリオの見直し ①平成21年財政検証(注)を踏まえた運用目標に基づき、基本ポートフォリオの見直しを行う。 ②市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、長期的な観点からみて策定時に想定した運用環境の現実からの乖離が認められる場合には、中期目標期間中であつても、必要に応じ基本ポートフォリオの見直しの検討を行う。 </p> <p data-bbox="1850 1118 2076 1294"> (注)平成21年財政検証の経済前提：賃金上昇率に対する実質的な運用利回り=1.6% (長期) </p>

中期目標（第1期）	中期目標案（第2期）	中期計画（第1期）	中期計画案（第2期）	見直し内容
<p>（4）市場及び民間の活動への影響に対する配慮</p> <p>年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮するとともに、市場の価格形成や民間の投資行動を歪めないよう配慮すること。</p> <p>また、民間企業の経営に対して影響を及ぼさないよう配慮すること。</p> <p>（1期 第5 1（4））</p> <p>（3）その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 運用額の規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないよう努めるとともに、市場の価格形成等への影響に配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努めること。 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わないこと。 	<p>5. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項</p> <p>（1）市場及び民間の活動への影響に対する配慮</p> <p>年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないよう努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努めること。</p> <p>民間企業の経営に対して影響を及ぼさないよう配慮するとともに、企業経営等に与える影響を考慮しつつ、長期的な株主等の利益の最大化を目指す観点から、株主議決権の行使などの適切な対応を行うこと。</p> <p>企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わないこと。</p>	<p>（4）市場及び民間の活動への影響に対する配慮</p> <p>年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮するとともに、市場の価格形成や民間の投資行動を歪めないよう配慮する。</p> <p>また、民間企業の経営に対して影響を及ぼさないよう配慮する。</p> <p>このため、運用受託機関ごと（自家運用を含む。）に同一企業発行有価証券の保有について制限を設ける。</p> <p>（1期 第5 1（4））</p> <p>（3）その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 運用額の規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないよう努めるとともに、市場の価格形成等への影響に配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努める。 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。 	<p>5. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項</p> <p>（1）市場及び民間の活動への影響に対する配慮</p> <p>年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないよう努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努める。</p> <p>また、民間企業の経営に対して影響を及ぼさないよう、以下の点について配慮する。</p> <p>① 運用受託機関ごと（自家運用を含む。）に同一企業発行有価証券の保有について制限を設ける。</p> <p>② 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。</p>	

中期目標（第1期）	中期目標案（第2期）	中期計画（第1期）	中期計画案（第2期）	見直し内容
<p>・ 企業経営等に与える影響を考慮しつつ、長期的な株主等の利益の最大化を目指す観点から、株主議決権の行使などの適切な対応を行うこと。</p> <p>（1期 第5 3（3））</p>		<p>・ 企業経営に直接影響を与えるとの懸念を生じさせないよう株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関の判断に委ねる。ただし、運用受託機関への委託に際し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求める。</p> <p>（1期 第8 3（3））</p>	<p>③ 企業経営に直接影響を与えるとの懸念を生じさせないよう株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関の判断に委ねる。ただし、運用受託機関への委託に際し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求める。</p>	
<p>（5）年金給付のための流動性の確保 年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保すること。</p> <p>（1期 第5 1（5））</p>	<p>（2）年金給付のための流動性の確保 年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保すること。</p> <p><u>その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するために必要な機能の強化を図ること。また、短期借入も活用できるようにすること。</u></p>	<p>（5）年金給付のための流動性の確保 年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。</p> <p>（1期 第8 1（5））</p>	<p>（2）年金給付のための流動性の確保 年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。</p> <p><u>その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するため、市場動向の把握・分析や短期借入の活用等必要な機能の強化を図る。</u></p>	<p>「見直し内容」 （1）長期的に安定した収益の確保に向けた更なる取り組み ○キャッシュ・アウトに必要な機能の強化 次期中期目標期間においては、積立金を取り崩して毎年の年金給付に充てることが予定されていることから、市場の価格形成等に配慮しつつ円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保する必要がある。このために必要な機能の強化を</p>

中期目標（第1期）	中期目標案（第2期）	中期計画（第1期）	中期計画案（第2期）	見直し内容
				図る。
	<p>第3 業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 管理及び運用の透明性の向上</p> <p>第2の3にあるとおり、管理及び運用業務の透明性の向上を図ること。</p>		<p>第2 業務の質の向上に関する事項</p>	
<p>3. 業務管理の充実</p> <p>業務の遂行状況の組織的かつ定期的な管理及び自己評価等を適切に行うとともに、職員の意識改革を図り、法令遵守及び受託者責任の徹底を図る観点から、内部統制を含めた業務管理の充実を行うこと。</p> <p>(1期 第2 3)</p> <p>第3 業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 受託者責任の徹底</p> <p>年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、年金積立金の運用に関わるすべての者について、受託者責任（慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守）を徹底す</p>	<p>2. 内部統制の一層の強化に向けた体制整備</p> <p>年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、年金積立金の運用に関わるすべての者について、法令遵守及び受託者責任（慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守）を徹底すること。</p> <p>また、運用リスクの管理や法令遵守の確保等を一層的確に実施できるよう、所要の体制整備等を図ること。</p> <p>さらに、法人の業務が運用受託機関等との不適切な関係を疑われることがないよう、役員の新就職に関し適切な措置を講ずること。</p>	<p>3. 業務管理の充実</p> <p>中期計画及び年度計画の達成状況等を組織的かつ定期的に把握し、内部評価を実施することにより、業務の改善を図り、円滑な業務運営に資するよう努める。</p> <p>また、職員の意識改革を図り、法令遵守及び受託者責任の徹底を図る観点から、内部統制を含めた業務管理の充実を行う。</p> <p>さらに、外部監査は、毎年度実施することに加え、内部監査の充実・強化を図る。</p> <p>(1期 第1 3)</p> <p>第2 業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. 受託者責任の徹底</p> <p>年金積立金の管理及び運用に当たっては、責任体制の明確化を図るとともに、受託者責任（慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守）を踏まえ、関係法令、中期目標、中期計画及び第8の1の(6)に定める管理運用</p>	<p>1. 内部統制の一層の強化に向けた体制整備</p> <p>年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、受託者責任（慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守）を踏まえ、関係法令、中期目標、中期計画及び第1の1に定める管理運用方針等の周知及び遵守の徹底を図る。また、運用受託機関等に対して、関係法令等の遵守を徹底するよう求める。</p> <p>なお、リスクの管理や法令遵守の確保等を一層的確に実施できるよう、所要の体制整備等を図る。</p> <p>さらに、運用受託機関等との不適切な関係を疑われることがないよう、役員の新就職に関し一定の制約を設ける。</p>	<p>「見直し内容」</p> <p>(3) 内部統制の一層の強化に向けた体制整備</p> <p>○近年金融分野等において内部統制の強化が求められていることを踏まえ、運用リスクの管理やコンプライアンスの確保等を一層的確に実施できるよう、所要の体制整備等を図る。</p> <p>「整理合理化計画」</p> <p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○常勤監事等による監査機能の強化を図る。</p> <p>「整理合理化計画」</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○職員の研修、利益相反管理の強化等によ</p>

中期目標（第1期）	中期目標案（第2期）	中期計画（第1期）	中期計画案（第2期）	見直し内容
<p>ること。</p> <p>(1期 第3 1)</p>		<p>方針の遵守の徹底、制裁規程の制定及び周知並びに役職員への研修の実施等を行う。また、運用受託機関等に対して、関係法令等の遵守を徹底するよう求める。</p> <p>(1期 第2 1)</p>		<p>り、更なる内部統制の徹底を図る。</p>
<p>2. 業務運営能力の向上</p> <p>職員の採用に当たって、資質の高い人材を広く求めるとともに、職員の資質の向上を図るため、研修の充実、資格取得の奨励、他の関係機関との人事交流等に積極的に取り組むことにより、業務運営能力の向上を図ること。</p> <p>(1期 第2 2)</p>	<p>3. 管理及び運用能力の向上</p> <p>法人全体の人件費を見据えつつ、引き続き、資質の高い人材の確保・育成を進めるとともに、運用の基盤となる情報システムの整備等を行うこと。</p>	<p>2. 業務運営能力の向上</p> <p>職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求めるとともに、職員の資質の向上を図る観点から、資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援する。</p> <p>また、幅広い職務を経験させるため、他の関係機関との人事交流に取り組むことにより、業務運営能力の向上を図る。</p> <p>(1期 第1 2)</p> <p>2. 専門性の向上</p> <p>職員の採用に際して、運用経験者を採用するなど、資質の高い人材の確保を図る。また、内外の経済動向を積極的に把握するとともに、先進的な事例等に関する情報収集に努める。さらに、管理運用手法の高度化等を進める観点からの調査研究を実施する。</p>	<p>2. 管理及び運用能力の向上</p> <p>法人全体の人件費等を見据えつつ、引き続き、金融分野の実務経験者といった資質の高い人材の確保・育成を進めるとともに、運用手法の見直しや制度変更等に応じ年金積立金の管理及び運用の基盤となる情報システムの整備等を行う。</p>	<p>「見直し内容」</p> <p>(2) 運用高度化のための基盤の整備及び強化</p> <p>○専門性の向上を図る観点から、法人全体の人件費を見据えつつ、引き続き金融分野に精通した人材の中途採用を行うなど資質の高い人材の確保・育成を進めるとともに、運用の基盤となる情報システムの整備等を行うなど、運用高度化のための基盤の整備及び強化を図る。</p>

中期目標（第1期）	中期目標案（第2期）	中期計画（第1期）	中期計画案（第2期）	見直し内容
<p>4. 事務の効率的な処理</p> <p>(1) 運用資産の管理等に関するシステムの整備を行うこと等により、厚生年金保険及び国民年金における積立金（以下「年金積立金」という。）の管理及び運用を適切かつ効率的に行うこと。</p> <p>(2) 業務及びシステムの最適化を図るため、業務・システムの監査及び刷新可能性調査を踏まえ、平成19年度までに業務及びシステムに関する最適化計画の策定及び公表を行い、その後速やかに当該計画を実施すること。</p> <p style="text-align: center;">(1期 第2 4)</p>		<p style="text-align: center;">(1期 第2 2)</p> <p>4. 事務の効率的な処理</p> <p>(1) 運用資産の管理等に関するシステムの整備を行うこと等により、厚生年金保険及び国民年金における積立金（以下「年金積立金」という。）の管理及び運用を適切かつ効率的に行う。</p> <p>(2) システム構成及び調達方式の見直しを行うことにより、システムコストの削減、業務運営の合理化及びシステム調達における透明性の確保等を図る。このため、業務・システムの監査及び刷新可能性調査を踏まえ、平成19年度までに業務及びシステムに関する最適化計画の策定及び公表を行い、その後速やかに当該計画を実施する。</p> <p style="text-align: center;">(1期 第1 4)</p>		
	<p>4. 調査・分析の充実</p> <p>基本ポートフォリオに基づく管理・運用能力の向上のための調査研究を充実するとともに、適切なリバランス及びキャッシュ・アウトを行うための市場に関する情報収集・分析を強化し、年金積立金の運用主体として必要な調査研究を進めること。</p>	<p>2. 専門性の向上（再掲）</p> <p>職員の採用に際して、運用経験者を採用するなど、資質の高い人材の確保を図る。また、内外の経済動向を積極的に把握するとともに、先進的な事例等に関する情報収集に努める。さらに、管理運用手法の高度化等を進める観点からの調査研究を実施する。</p> <p style="text-align: center;">(1期 第2 2)</p>	<p>3. 調査・分析の充実</p> <p>内外の経済動向を積極的に把握するとともに、大学等の研究機関との連携の強化や先進的な事例等に関する情報収集に努め、年金積立金の管理・運用の高度化を進めるための調査研究を充実する。また、適切なリバランス及びキャッシュ・アウトを行うための市場に関する情報収集・分析を強化し、必要な調査研究を進める。</p>	<p>「見直し内容」</p> <p>(1) 長期的に安定した収益の確保に向けた更なる取り組み</p> <p>○調査・分析の充実</p> <p>基本ポートフォリオに基づく管理・運用の更なる高度化を進めるための調査研究を充実するとともに、適切な</p>

中期目標（第1期）	中期目標案（第2期）	中期計画（第1期）	中期計画案（第2期）	見直し内容
				リバランス及びキャッシュ・アウトを行うための市場に関する情報収集・分析を強化する。また、国内外の経済・金融動向や商品の多様化等に応じた運用手法に関する知見を集積し、今後の年金積立金の運用に活用する観点から、様々な資産構成で運用した場合のリスクやリターンなど、年金積立金の運用主体として必要な調査研究を進める。
<p>(3) 電子化・ペーパーレス化等により、事務の効率的かつ迅速な処理を推進すること。</p> <p>(1期 第2 4 (3))</p>	<p>5. 業務運営の情報化・電子化の取組</p> <p>情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化に取り組み、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図ること。</p>	<p>(3) 事務処理の電子化・ペーパーレス化を行い、事務の効率的かつ迅速な処理を推進する。</p> <p>(1期 第1 4 (3))</p>	<p>4. 業務運営の情報化・電子化の取組</p> <p>情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化に取り組み、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。</p>	
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>組織編成及び人員配置を実情に即して見直すとともに、業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立すること。</p>	<p>第4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>組織編成及び管理部門を含む各部門の人員配置を実情に即して見直し、また、経費節減の意識及び能力・実績を反映した業績評価等を適切に行う</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び人員配置を実情に即して見直すとともに、職員の努力及びその成果を適正に評価する</p>	<p>第3 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び管理部門を含む各部門の人員配置を実情に即して見直すとともに、経費節減の意識及</p>	<p>「見直し内容」</p> <p>○組織面の見直し</p> <p>年金積立金の管理・運用を効率的・効果的に行う体制とする観点から、管理部門、調査研究部門及び運用部門</p>

中期目標（第1期）	中期目標案（第2期）	中期計画（第1期）	中期計画案（第2期）	見直し内容
<p>（1期 第2 1）</p>	<p>ことにより、効率的な業務運営体制を確立すること。</p>	<p>人事評価制度を実施する。</p> <p>（1期 第1 1）</p>	<p>び能力・実績を反映した業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立する。</p>	<p>の各部門の人員配置を見直す。その際、管理部門については、法人全体の規模に見合った体制とする。また、専門的知識・経験を有する者の採用・育成に努める。</p>
<p>5. 業務運営の効率化に伴う経費節減</p> <p>一般管理費（独立行政法人移行経費、退職手当、事務所移転経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、<u>特殊法人時の最終年度（平成17年度）における資金運用業務に係る当該経費と比べて12%以上節減すること。</u></p> <p>このうち人件費については、「<u>行政改革の重要方針</u>」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降の5年間において、<u>国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。</u>これを実現するため、中期目標期間の最終年度までの間においても、<u>必要な取組を行うこと。</u></p> <p>併せて、<u>国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進めること。</u></p>	<p>2. 業務運営の効率化に伴う経費節減【P】</p> <p>一般管理費（退職手当、事務所移転経費、<u>人件費、事務所借料等</u>を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、<u>平成21年度比15%以上節減すること。</u></p> <p>このうち人件費については、<u>簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を引き続き着実に実施すること。</u></p> <p>さらに、<u>経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続すること。</u></p>	<p>5. 業務運営の効率化に伴う経費節減</p> <p>一般管理費（独立行政法人移行経費、退職手当、事務所移転経費を除く。）については、<u>効率的な執行に努め、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成17年度）における資金運用業務に係る当該経費と比べて12%以上の節減を行う。</u></p> <p>このうち人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く。）については、「<u>行政改革の重要方針</u>」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、<u>今後5年間において5%以上の削減を行う。</u>これを実現するため、<u>中期目標期間の最終年度までの間において、平成17年度を基準として4%以上の削減を行う。</u></p> <p>併せて、<u>国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。</u></p>	<p>2. 業務運営の効率化に伴う経費節減【P】</p> <p>一般管理費（退職手当、事務所移転経費、<u>人件費、事務所借料等</u>を除く。）については、<u>効率的な執行に努め、中期目標期間の最終年度において、平成21年度比15%以上の節減を行う。</u></p> <p>このうち人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く。）については、<u>簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を引き続き行う。</u></p> <p>さらに、<u>経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</u></p>	<p>「<u>整理合理化計画</u>」 運営の効率化及び自律化 【<u>業務運営体制の整備</u>】 ○資産管理機関の見直しによる経費削減等の取組を通じ、年金積立金の管理運用業務の一層の効率化を図る。</p> <p>「<u>見直し内容</u>」 ○その他の業務全般に関する見直し ①効率化目標の設定 一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>